伊是名村プレミアム付商品券

取扱店舗 募集要項

伊是名村役場 企画政策課

**１．趣旨**

消費税及び地方消費税率引上げが住民税非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行するにあたり、そのプレミアム付商品券を使用できる取扱店舗（取扱店舗という。）を募集し、取扱資格等を審査のうえ、承認するとともに取扱店舗として登録する。

**２．プレミアム付商品券事業の概要**

(1)商品券の名称 　　　伊是名村プレミアム付商品券

(2)発行者 　　　　　 伊是名村

(3)対象者 ①住民税非課税者(課税基準日:平成31年1月1日)

※課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く

②子育て世帯の世帯主

※平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が対象

(4)商品券の構成　　　 1冊につき5,000円分(500円券×10枚)を4,000円で販売

(5)購入限度額 　　　 【非課税者】25,000円分(負担額20,000円)

【子育て世帯】25,000円分(負担額20,000円)× 対象の子どもの数

(6)販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月28日まで

(7)使用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日まで

(8)取扱店舗 商品券を用いた取引を行う場所として指定された村内の店舗等

**３．商品券取り扱い厳守事項**

(1)商品券は物品の販売又は役務の提供など、取引において利用可能です。

(2)商品券と現金の交換は禁止しています。また、商品券を転売及び譲渡することもできませ

ん。

(3)商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。

(4)不足分は現金等で受け取って下さい。

(5)利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。

(6)商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

(7)自ら商品券を購入し、自店舗で使われたかのように偽り、換金しないようお願い致します。

(8)使用済の商品券を換金せずに、他の参加店舗で使用しないようお願い致します。

1. **商品券の利用対象とならないもの**

(1)たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

(2)出資や金融商品、債務の支払い

(3)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換

金性の高いもの

(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定

する営業に関する支払い

(5)国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）

(6)現金との換金、金融機関への預け入れ

(7)取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

(8)土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

(9)特定の宗教や政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの

(10)その他、消費税率引上げ直後の6ヵ月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨に

そぐわないもの

**５．取扱店舗資格**

伊是名村内に店舗、事業所等を有し、次の(1)から(4)に該当しない事業者とする。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
2. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている

事業者

(3)前記４．（商品券の使用対象にならないもの）に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

(4)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ)又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

**６．取扱店舗の責務等**

次に掲げる事項を遵守していただきます。

(1)取扱店舗であることが明確になるよう、告知ツール(のぼり、ポスター、ステッカー等)を

　 消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。

(2)消費者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。

確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方(店員等)に周知して下

さい。なお、複写した可能性がある、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判

別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びに

伊是名村役場企画政策課に通報して下さい。

(3)商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗名を記載すること

とし、既に店舗名の記載があるものは、受け取りを拒否して下さい。

(4)登録時の店舗名と商品券裏面に記載された店舗名が異なると換金できない場合があります。

店舗名が変更になった場合は、直ちに伊是名村役場企画政策課に報告して下さい。

(5)商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの

提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。

(6)伊是名村プレミアム付商品券事業の運営にご協力下さい。

**７．申込みについて**

(1)申込方法

取扱店舗に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「取扱店舗登録申込

書」を、郵送の場合は下記≪郵送あて先≫へ、直接申請の場合は下記≪受付窓口≫へ申請

して下さい。

≪郵送あて先≫

〒905-0695 伊是名村字仲田1203番地

伊是名村役場企画政策課

≪受付窓口≫

伊是名村役場企画政策課

午前8:30～11:45、午後1:00～ 5:15(土・日・祝日等は除く。)

(2)申込期間

令和元年8月16日(金)～令和元年9月13日(金)まで

※申込期間以降も取扱店舗の申込みは受け付けます。ただし、この申込期間以降の受付は、

商品券購入対象者向け告知用文書に「商品券の使えるお店」として掲載できない可能性が

あります。

(3)申請後の審査・承認

申請のあった事業者(店舗)は、村の審査を経て、取扱店舗として承認します。

承認した場合には後日「取扱店舗登録証明書」を交付するほか、伊是名村のホームページ

に掲載します。

また、店頭に掲示していただく告知ツール(のぼり、ポスター、ステッカー等)は、後日配

布します。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

**８．取扱店舗契約の解除**

村は、次のような事由が生じた場合には、取扱店舗における商品券受領の有無に関わらず、取扱店舗契約を解除することができます。

この場合、村は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

(1)事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下、この項におい

て同じ。）が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合

(2)事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合

(3)契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「５．取扱

店舗資格」の欠格条項に該当することとなった場合

(4)その他事業者に村の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする次のような重大な事由

がある場合

①村の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

②村の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

③その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

**９．商品券の受付（受取り）方法**

　 以下の順番でご対応をお願い致します。

　(1)利用可能商品券であることを確認すること。

　(2)偽造された商品券でないか確認すること。

　(3)商品券の裏面の参加店舗押印枠へ店印を押印すること。又は、店名を記入すること。

　(4)換金申請するまで厳重に保管すること。※紛失については、参加店舗の責任とします。

**１０．商品券取り扱い上の注意点**

　(1)参加店舗において、商品券の利用促進のためのセールス・イベント等を行うことは差し支

えありません。

　(2)受付後は店印を押すか、店名を記入すること。また以下のような場合は精算・換金の対象

とならない場合があります。

①穴が空いた商品券

　　 ②破れた商品券

　　 ③偽造された商品券

　　 ※なお、上記に該当する商品券の換金が不可能だった場合、参加店舗の責任とします。

**１１．換金について**

(1)換金方法

①取扱店舗は、伊是名村役場において、「取扱店舗登録証明書」を持参のうえ、使用済商

　品券と換金請求書を窓口に提出してください。

②職員により換金請求書の確認、さらに使用済み商品券の枚数をその場で確認する。

③換金申請書通りの枚数ならば受付終了、その後商品券の検品対応を行う。

④換金請求日及び入金予定日については別添のとおり。

(2)換金に必要なもの

①使用済商品券

②換金請求書

③取扱店舗登録証明書(提示のみ)

(3)換金申込期間

令和元年10月1日(火)～令和2年3月10日(火)まで

8:30～17:15(土。日・祝日等は除く。)

※期間経過後の換金には一切応じられません。ご注意下さい。

**１２．その他の留意事項**

(1)「募集要頂」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。

(2)取扱店舗の情報(店舗名、所在地、業種等)は「商品券の使えるお店」として、告知用文書、

ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。

(3)「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、伊是名村ホームページ

等でお知らせします。

**１３．お問合せ先**

伊是名村役場企画政策課

TEL：0980-45-2001

FAX：0980-45-2467

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

**別添**

**換金請求日及び入金予定日**

○換金請求日及び入金予定日

　換金請求日に応じて11回の振込設定日に参加店舗の指定口座へ支払われます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 伊是名村役場企画政策課 | | |
| 換金請求日 | 入金予定日 | 回数 |
| 令和元年10月1日（火）～令和元年10月15日（火） | 令和元年10月24日（木） | 1回目 |
| 令和元年10月16日（水）～令和元年10月31日（木） | 令和元年11月7日（木） | 2回目 |
| 令和元年11月1日（金）～令和元年11月15日（金） | 令和元年11月26日（火） | 3回目 |
| 令和元年11月18日（月）～令和元年11月29日(金) | 令和元年12月10日（火） | 4回目 |
| 令和元年12月2日（月）～令和元年12月13日（金） | 令和元年12月24日（火） | 5回目 |
| 令和元年12月16日（月）～令和元年12月27日（金） | 令和2年1月9日（木） | 6回目 |
| 令和2年1月6日（月）～令和2年1月15日（水） | 令和2年1月23日（木） | 7回目 |
| 令和2年1月16日（木）～令和2年1月31日（金） | 令和2年2月13日（木） | 8回目 |
| 令和2年2月3日（月）～令和2年2月14日（金） | 令和2年2月25日（火） | 9回目 |
| 令和2年2月17日（月）～令和2年2月28日（金） | 令和2年3月10日（火） | 10回目 |
| 令和2年3月2日（月）～令和2年3月10日（火） | 令和2年3月17日（火） | 11回目 |